

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和2年3月2日 9:30 閉会 令和2年3月2日 9:42
2 場 所	委員会室
3 出席委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 令和2年第2回埴町議会定例会の運営について
8 議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長があいさつ 委員長が進行</p> <p>第1 令和2年第2回埴町議会定例会の運営について 委員長：特別委員会報告の取り扱いについて協議したいが、詳細を事務局長から説明させる。 (事務局長が資料に基づき説明する) 委員長：百条委員会報告書についても、埴工高特別委員会報告と同様の、委員長報告後に本会議で調査終了を議決する方法で取り扱うようにしてはどうか。 鈴木(安)委員：特別委員会立ち上げ当時から町民への調査報告をすることで、委員長提案のとおりでよいと考える。 吉田委員：議員必携には百条委員会報告書は議決が必要と記載されていたと記憶しているが、委員長提案の取り扱いでよいのか。 委員長：本来であれば討論から議決をするのがベストだが、委員長報告のみにする提案をしたのは、報告書を埴町議会として取りまとめる点と、仮に討論を行うと個人的感情により発言時間が長時間になる可能性もあるので、すでに委員会で議決した報告書なので委員長報告のみとして提案した。 鈴木(安)委員：報告書を取りまとめた委員会でも、個人的な意見を長々発言する委員もいたことからすると、本会議で同じ様な討論をされると静止できないので委員長提案のとおりでよい。 委員長：そのように取り扱うこととしてよいか。 (異議なし) 委員長：ではそのように決める。その他何かあるか。 事務局長：マスコミ傍聴について、規則では地元報道陣を想定した写真撮影を許可しているが、動画撮影について規定はない。百条委員会設置の臨時会は許可したが、今回はどのように取り扱うか。 委員長：誰もいない状況の議場なら動画撮影可とするが、議員及び職員が入場後は一切禁止としたいがどうか。 (異議なし)</p>

委員長：そのようにする。その他なければ終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長